入　札　説　明　書

水海道第一高校本館照明LED改修工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　　　令和６年１２月１８日

２　競争参加資格

個別の入札公告に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成７年茨城県告示第４７３号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体又は経常建設共同企業体として受けている者であること。

(2) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く）。

(4) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

３　対象工事に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がある者について

個別の入札公告に示される「受託者と資本又は人事面において関連がある者」とは、次に該当するものである。

(1) 対象工事に係る設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている建設業者

(2) 建設業者の代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

４　競争参加資格の申請、確認等

(1)　本工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（様式第２号。以下「資料」という。）及び競争参加資格の裏付資料各１部を担当部局まで持参、または、郵送（書留郵便に限る。）により提出し、競争参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。また、電子契約を希望する者は別添「電子契約用メールアドレス確認書（建設工事・建設コンサルタント業務用）」に、電子契約用のメールアドレス等を記入し提出すること。

ア　申請書は、次に示す期限までに提出すること。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第７号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

　令和６年１２月１８日（水）　９時から令和７年１月８日（水）　１６時まで

イ　申請書、資料の作成説明会

実施しない。

ウ　申請書、資料のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明等を求めることがある。

エ　競争参加資格の合格・不合格について審査し、令和７年１月９日（木）１６時までに、競争参加資格確認通知書により回答する。

オ　競争参加資格の裏付資料として、下記のものを提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。

　・入札に参加しようとする者の施工実績が確認できる資料

　　　　（「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録された当該工事の登録内容確認書、又は、契約書（又は、これに準じたもの）の写し）

　・配置予定技術者の資格認定証明書の写し

　・配置予定技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し（監理技術者として配置しようとする場合のみ）

　・配置予定技術者の施工経験が確認できる資料

　・入札に参加しようとする者と配置予定技術者との雇用関係が確認できる資料（マスキングを施した健康保険被保険者証等の写し）

　　　・契約締結（予定）日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、すべての構成員に係るもの）

(2)　競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、競争参加資格がないと通知を受けた日の翌日から起算して７日以内（休日を除く。）に学校長に書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。

(3)　受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

(4)　同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合、他の工事を落札したことによりこの工事を配置予定として申請した者を配置できないときは、本競争入札に参加できない。

５ 入札に関する詳細

(1) 提出書類

ア　入札書（様式第３号）

イ　工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）

(2)　競争入札参加者は、別に定める仕様書及び添付書類を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3)　入札に際しては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等関係法令を遵守すること。

(4)　競争入札参加者は、入札書（様式第３号）を入札公告６（６）に示す日時及び場所に直接持参し提出するものとし、電報、ファクシミリ、郵送その他の方法による入札は認めない。

(5) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(6)　代理人が入札する場合は、入札書に競争入札参加者の住所、氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の職氏名等を記入（外国人の署名を含む。以下同じ。）しておかなければならない。

(7)　代理人による入札の場合は、初回の入札時までに委任状（様式第４号）を提出すること。

(8)　競争入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札会場へ入室することはできない。

(9)　競争入札参加者又はその代理人は、原則として入札が終了するまでの間、入札会場から退室することができない。

(10)　なお、落札決定に当たっては、競争入札参加者又はその代理人が提出する入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、競争入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(11) 提出した入札書の引換、変更又は取消は、認めない。

(12) 入札執行回数は、１回とする。

(13) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分に訂正線を引き、署名しておかなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。

(14)　入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、落札決定後においても契約を締結せず、契約後においては契約を解除することがある。

(15)　競争入札参加者は、入札書等を提出するときは、事前に４（１）により関係書類を提出しなければならない。また、関係職員から役務提供に関して説明を求められた場合は、競争入札参加者の義務として十分な説明をしなければならない。この場合において、学校長が競争入札参加者の提出した書類に基づき、入札公告及び本書において指定した条件等との適合性があると判断した場合にのみ、当該入札書を落札決定の対象とする。

(16)　入札公告により、入札参加資格審査申請書を提出した者が、当該競争入札に参加する者に必要な資格があると認められることを条件にあらかじめ入札書等を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書を落札決定の対象としない。

(17)　入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでの間はいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、入札執行日の前日までに担当部局あて辞退届を持参、または、郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(18)　(17)により入札を辞退した者においても、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

６ 工事費内訳書

(1) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。

(2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

(3) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 提出された工事費内訳書の記載内容に疑問点がある場合は、確認を求めることがある。

(5) 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委

員会等に提出する。

７ 前払金、中間前払金、部分払

(1) 前払金

ア　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の４割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

イ　あらかじめ調査基準価格を設定しており、入札公告に示された「建設工事の種類」が、土木一式工事（ＰＣ工事を含む）、建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者との契約については、アによらず、前払金は請負代金の２割で計算した金額以内とする。なお、(2)の中間前払金及び(3)の部分払の請求を妨げるものではない。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、２割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

(4) その他

(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

８　入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 入札について不正の行為があった場合

(2) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

(3) 指定の日時に入札書が提出されないとき

(4) 入札書を２通以上提出した場合

(5) 他の代理を兼ね又は２人以上の代理をした場合

(6) 記名のない入札書の場合

(7) 委任状を提出しない代理人がした入札の場合

(8) 入札に際し、工事費内訳書の提出がない場合

(9) 競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札の場合

(10) 他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札の場合

(11) 競争参加資格の審査基準日（各入札参加者の競争参加資格確認申請日）の翌日以降、入札執行（開札）予定日までに、競争参加資格を満たさなくなった者のした入札の場合

９ 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、最低の価格の申込者を落札者とする（(4)に該当する者を除く）。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち、最低の価格の申込者を落札者とする（(4)に該当する者を除く）。

(2) 落札となるべき同一の金額の入札をした者が２者以上あるときは、当該入札者にくじをひかせ、落札者を決定する。この場合、くじ引きを辞退することはできない。

　(3) 前号の場合で競争入札参加者又はその代理人等の直接入札者がくじをひくことができないときは、入札執行事務に関係のない職員に、これを代わってくじをひかせて落札者を決定するものとする。

(4) あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、落札者としない。

10 入札に関連する様式等

12に示す担当部局まで連絡すること。

11 その他

(1) 落札者において、落札決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は契約を結ばない。また、契約後においては契約を解除する場合がある。

(2) 病休、死亡、退職等極めて特別な場合の外は技術者の交替は認められない。なお、やむを得ず主任（監理）技術者を変更する場合は、競争参加資格として示した要件（資格等）を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(3) 提出された申請書等は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。

(4) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(5) 個別の入札公告及び本書に示される「休日」とは、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7　号）第1条に規定する県の休日をいう。

(6) 個別の入札公告及び本公告における「竣工」とは、工事目的物の全てを発注者に対し引渡した状態をいう。

(7) 本件入札又は契約に関する資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(8) 入札公告日が、茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づく定期資格審査を実施する年の5月31日以前であり、かつ競争参加資格確認申請期間の末日が同年6月1日以降である場合の茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づく一般競争入札参加資格の認定及び建設工事入札参加資格名簿への登載（以下「名簿登載」という。）に関する競争参加資格確認については、入札公告日現在で有効な入札参加資格及び名簿登載を以って行う。

12 本件工事に関する担当部局

　　〒３０３－００２５

　　茨城県常総市水海道亀岡町２５４３

　　茨城県立水海道第一高等学校　事務室

　　電　話：０２９７（２２）００２９

　　ＦＡＸ：０２９７（２２）５４７９